

和歌山市（令和7年度）

弁護士に無料でご相談いただけます！

養育費等無料相談

対象者

ひとり親家庭の親もしくは養育者
（離婚前の方も対象となります）

相談場所

こども家庭課（東庁舎2階）

実施日

毎月第2水曜日（午後開催）

4月 9日	5月14日	6月11日
7月 9日	8月13日	9月10日
10月 8日	11月12日	12月10日
1月14日	※2月12日 （木）	3月11日

8月、9月木曜日（夕方開催）

8月 7日	8月21日
8月28日	9月 4日
9月18日	9月25日

※相談時間：1時間程度

要予約

ご利用は事前予約が必要です。お電話もしくはこども家庭課窓口にてご予約ください。

養育費とは？

食費、教育費、医療費など
お子さんの生活費のことです。

子どもが何歳になるまで 払えばいいのか？

一般的にはお子さんが成人するまで
と考えられています。

離婚の理由や原因は 関係ないのか？

離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。
親同士の問題とは切り離して、お子さんの健康な成長を考えましょう。

養育費は払わなくていい という約束をしたが、 払わなければならないのか？

離婚時にそのような約束をしたとしても、その後の事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

養育費の取り決めをしたが 支払ってもらえません。 どうしたらいいか？

履行確保の手続や強制執行の手続をとることができます。
（公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入や財産の差押えをすることができます。）

面会交流とは？

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。



養育費のほか、離婚・親権・面会交流・慰謝料や財産分与などの法律に関するご相談をお聞きます。

和歌山市役所こども家庭課（東庁舎2階） 073-435-1219